

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5345

No.	項目	内容
①	処分名	受験資格認定
②	法令名	建築士法
③	法令番号	昭和25年法律第202号
④	根拠条項	建築士法第15条第3号
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)</p> <p>第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者</p> <p>三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者</p> <p>四 建築実務の経験を七年以上有する者</p>
⑦	審査基準	建築士法第15条第3号に規定する同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(平成20年11月25日付け京都府告示第517号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 日
	経由期間	
	協議機関	日
	当該処分機関	日
⑫	問合せ	建設交通部建築指導課建築基準係(tel 075-414-5345)
⑬	備考	事実関係の認定に難易差があるため、標準処理期間を設定していない